

りて卯辰山王社は、石浦山王を勸請せし社にて同事なりと、金澤社寺奉行の建議により、卯辰山王へ社參せられ、是より卯辰山王をば城中の産土神と定められたりといへり。但し光高卿以下諸公子石浦山王社へ社參の事は、舊記に所見なし。恐らくは傳聞の誤なるべし。卯辰山王社へ社參の事は、彼是諸記録にも載せたるのみならず、世人の知る處なり。

○卯辰觀音堂

別當をば長谷觀音院と號し、眞言宗なり。延寶二年の由來書に如左載せたり。

就御尋申上候。

一、當寺十一面觀音者、行基菩薩之御作、大和國長谷觀音之末木を以御作り被成候故、當寺茂長谷觀音与申來候。本尊由來之縁起、安座之地所々替候儀茂、開山祐慶代盜難之刻矢申に付、委細不存候。當御地修理谷坂之上に移住之節、從古肥前様御祈禱被仰付。其後愛宕明王院卯辰山へ越候刻、一所に相越候様にと、從古肥前様一紙之御書明王院迄被成下。慶長六年に御米致拜領、卯辰山只今法住坊罷在

候處に引越、觀音堂・山王堂其外造立仕處、龜鶴様御宮參被遊候。然處境内事之外狭く、御供之行粧難調候間、何方に而も居屋敷望次第相渡候様、淺野將監・石川茂平被仰付、則當山致拜領、從中納言様之御前様元和二年觀音堂御建立被遊、葵御紋之御幕五張・緞子之御幕二張、御簾五掛・幡十二流・華燈十二流・天蓋・戸張、其外佛具御寄進被遊所持仕候事。

一、右御寄進被遊候長柄之鐘・葵御紋之御幕・緞子之御幕、其外不殘御祭禮之刻莊嚴候事。

一、堂・客殿其外御建立被遊候所、御代々破損修理被仰付候事。

右就御尋申上候。以上。

寅十二月十七日

長谷觀音院 判

永原 左京殿

篠原 織部殿

また同年七月八日の言上書に、當寺觀音堂元和二年從中納言様御前様御建立被遊、翌年客殿等從中納言様被仰付とあり。三州志來因概覽附録にも、觀音院の觀音堂は、其

の初小立野尻谷坂の上にあるを、慶長六年瑞龍公祈禱所として、今の卯辰の山地を賜はり、觀音堂暨び山王社再興なり。其の後元和二年天徳君より觀音堂莊嚴を加へさせらる。然るに寶曆九年の火に盡く焦土となる。今の諸堂は皆其の後の再建なりとぞ。

○長谷觀音來歴

延寶二年の由來書に、本尊十一面觀音は行基菩薩之作、大和國長谷觀音之末木を以て被作けるに依て、長谷觀音と稱す。本尊由來之縁起、安座之地所々替儀等、開山祐慶代盜難之刻紛失、委細不知とあり。按ずるに、中村氏筆記に、前田源隨老の傳説には、越中安居觀音と同一体にて、往昔盜賊安居觀音を盗み來り、卯辰山王の本地佛となしたり。其頃安居の住僧と卯辰山の坊主と諍論に及びたるを、篠原出羽の裁判にて落着すとあり。おもふに開山祐慶代盜難云々と載せたるは、右安居觀音を盗み來りし時の事ならんか。但し安居觀音を盗み來り、卯辰山王の本地佛となしたりといふは過聞なるべし。其の實は石浦山王の本地觀音をば借り請け、觀音堂を造立せしもの也。其の所謂は、今石

浦神社に傳來せる、慶長十一年八月廿三日石浦七ヶ村氏子連判訴狀に如左載せたり。

はせの御觀音は、昔より此石浦七村の守り佛と申事は、國中歴然其かくれ無之。然處かのえたつの年三月九日に、國中一亂引申時、御觀音を山中へのけ候へば、敵御堂を燒拂ひ、其後氏子共山中よりも下し、居家に据置處、三年過てみづのえむまの年、ふどう坊石浦村へ御出候て、三月廿八日御觀音御かり被成、其時はせに御堂を立候て、御觀音をはせへかへし可申と仰せられ、御かり被成、其後木の新保村の内に御觀音御座なされ、又其後出羽殿町に御座候。

此近年かのとうしの年、河北郡之内卯辰山へ御觀音御引被成由、七村の氏子共承及び驚入、慶長七年三月十一日に石浦村之住人與三兵衛・宗右衛門以兩使、彼御坊へ相届申候へば、何時成共はせに御堂立候はゞ、無異儀御觀音かへし可申と、其時はあんぜん坊被仰、其ぶんに仕預け置申候云々。又此春^{長十一年}すゝめをいたし、長谷に御堂を立、彼御坊へ理候へば、何かと被仰御かへしなく、七村の氏子共迷惑申候云々。